

規約・契約書類等作成業務に関する規約

本同意書は、小林行政書士オフィス（以下「当オフィス」といいます）が提供する「利用規約、契約書、その他関連書類等の作成業務」（以下「本サービス」といいます）をお申込みいただくにあたり、依頼者様（以下「クライアント様」といいます）との間で確認すべき事項を定めるものです。

第 1 条 (目的)

1. 本サービスは、当オフィスがクライアント様より依頼を受け、利用規約、契約書類、その他関連する文書の作成を行うものです。
2. 本サービスは安全を保障するものではなく、あくまでサービス内容・範囲を明確にし、権利義務関係を整理することを目的とします。

第 2 条 (契約の成立)

1. クライアント様が本サービスを依頼し、当オフィスが費用を提示し、クライアント様が承諾した時点で委任契約が成立するものとします。

第 3 条 (契約期間および修正)

1. 作成にかかる契約期間は原則として契約成立日から 3 か月以内とします。
2. 作成物の確認後、クライアント様によるお支払いをもって完了とします。
3. 完了後 1 か月以内に限り、軽微な修正に無償で対応いたします。

第 4 条 (期間超過の場合の対応)

1. 開業準備等の事情により契約期間である 3 か月を超過した場合でも、対応いたします。
2. この場合、3 か月経過時点で申込金額の 80%をお支払いいただき、完了後に残額をお支払いいただくことで契約終了とします。

第 5 条 (支払方法)

1. 本サービスの費用は原則として銀行振込によりお支払いいただきます。
2. 振込手数料はクライアント様のご負担とします。

第 6 条 (キャンセル・中途解約)

1. クライアント様の都合によりキャンセルまたは中途解約する場合、協議の上、それまでに完了した作業に応じて費用をお支払いいただきます。

第 7 条 (秘密保持)

1. 当オフィスは、本サービスに関連して知り得たクライアント様の秘密情報を、業務遂行以外の目的に使用しません。
2. 本条の義務は、契約終了後も存続します。

第 8 条 (プライバシー保護)

1. 当オフィスは、クライアント様の個人情報を、依頼遂行に必要な範囲でのみ利用し、第三者に開示・提供しません。
2. 個人情報の取扱いについては、当オフィスが定めるプライバシーポリシーに従うものとします。

第 9 条 (禁止事項)

クライアント様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。

1. 当オフィスまたは第三者に対する誹謗中傷、信用毀損行為
2. 本サービスで提供された文書の無断複製、改変、転売、再配布
3. 法令、公序良俗に反する行為、または当オフィスが不適切と判断する行為

第 10 条 (著作権等)

1. 本サービスにおいて当オフィスが作成した文書の著作権は、当オフィスに帰属します。
2. クライアント様は、契約目的の範囲に限り使用することができます。無断で複製・販売・再配布することを禁止します。

第 11 条 (免責および確認義務)

1. 本サービスは必ずしも特定の結果や安全を保証するものではありません。
当オフィスが作成した規約・契約書その他の文書をクライアント様が利用することにより発生した損害について、当オフィスは一切の責任を負わないものとします。
2. クライアント様は、当オフィスが納品した文書に誤字・脱字その他の不備がないか必ず確認し、その内容に承諾のうえでお支払いを行うものとします。

第 12 条 (紛争解決および裁判管轄)

1. 本同意書に関して紛争が生じた場合は、当オフィス所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和5年9月20日制定

令和7年9月1日改定